

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005

(労働政策関係部分)

第3章 新しい躍動の時代を実現するための取組

4. 次世代の育成

(少子化対策)

人口減少社会を目前に控え、家庭・家族、地域の役割を重んじ、その連携を通じて、国民が安心して、子どもを生み、育てることができる社会を構築するため、国の基本政策として少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。特に、仕事と家庭・子育ての両立など仕事と生活のバランスを取りつつ、意欲と能力に応じた多様な働き方ができるよう、中小企業に配慮しつつ、環境整備の推進などを官民挙げての国民的な運動として取り組む。

また、女性の再就職・起業等についての総合的な支援策を検討するため、関係閣僚による「女性の再チャレンジ支援策検討会議」（仮称）を設置し、平成17年中に「女性の再チャレンジ応援プラン」（仮称）を取りまとめる。また、短時間勤務等の多様な働き方の選択肢を拡大するため、国家公務員がモデルとなるよう常勤職員の短時間勤務制度の導入について早期に検討する。

あわせて、以下の取組を進める。

- ① 閣僚・有識者等が連携して取り組む体制を整備し、「少子化社会対策大綱」¹及び「子ども・子育て応援プラン」²のフォローアップ等を行い、その着実な実施を図るとともに、同プランに掲げられた課題の検討を進める。

(略)

¹ 「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）

² 「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日）には、待機児童ゼロ作戦の更なる展開、総合施設の制度化、育児休業制度等についての取組の推進、若者の就労支援の充実等が盛り込まれている。また、検討課題として「社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。併せて、…地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する」とされている。